

別紙様式5

7 平農水第673号-5

令和8年1月22日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平塚市長 落合 克宏

市町村名 (市町村コード)	平塚市 (142034)
地域名 (地域計画内農業集落名)	神田地区 (神田地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月22日 (11回)

※1 地域名の欄は、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください

※2 協議の結果を取りまとめた年月日欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

青地と白地が同等の割合で存在し、田畠がバランスよく配置されています。同時に市街化編入が多い地域でもあり、周辺環境との調和を図りながら農地を利用する必要があります。

そのため、水利や農道などの再整備も必要で、住環境の変化に合わせて模索していく必要があります。

高齢化に伴い農地を担う農業者は少数ですが、水稻を中心に作業を行う法人が存在しており、集約の中心となっています。ただし、全ての作業を請け負うことはできないため、組織の拡充が課題となっています。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻の生産が主となる地域で、高齢化する農業者から担い手にどの様に水稻生産を引き継いでいくかが重要になります。

同時に、水稻だけでは所得の増大が見込めないため、既存の営農と比較し、より魅力的な農業の展開を目指します。

例えば他作物への転換、二毛作を行う事も検討していますが、労働力の確保が重要になります。

このため、スマート農業機械を活用して効率的な作業を行っていくことで、労力を節約しながら作業を進めます。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等の面積	79.70ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	79.37ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興の観点から、農業振興地域農用地区域を基礎として作成します。

※ 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地の拡大意向のあるものに対して、近隣の農地での斡旋を行うため、農地中間管理事業を活用し集積・集約を推進します。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
平塚市、平塚市農業委員会及び湘南農協が従前から継続している、ワンストップ相談窓口などの農業者向け支援窓口を通じて、農地中間管理事業を案内し利活用を推進します。
(3) 基盤整備事業への取組方針
実情に応じ、様々なアプローチをとりながら地域の意見を醸成し、産地形成が必要な場合には検討・取組を行います。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
多様な経営体が居るため、後継者及び新たな担い手の育成を拡充し、定年帰農者などの呼び込みを図ると共に、経営体毎にマッチした者の掘り起こしを農地中間管理事業を活用し行います。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の一部を行う受委託組織等が市内に居る事から、農作業を委託しやすい環境が整っている。農作業の委託を活用しながら、人手不足の解消を目指します。

(6) その他

後継者不足により、農地保全や農地周辺の整備には人手が不足しています。また、農地での収益性を確保するためには、水稻だけに頼ることは難しい状況です。また、経済的な環境によっては、農業機械などの更新が継続的に困難であり、離農するケースも存在します。

このため、一人の耕作面積の増加に対応するため、スマート農業機械の活用による労力の省力化が重要です。

併せて、受委託組織を利用して労働力不足を軽減することも目指しています。組織の強化を図ることで、効率的な管理作業を行いながら、労働力の不足を解消することが目標です。